

特別職の退職手当制度の改正経過

	支給方法	支給割合	
		知事	副知事
S55.10 以降	<p>給料月額(退任時)×在職月数×支給割合 で計算して支給</p> <p>※一般職の例による支給分は、一般職退職時に支給 特別職分は、特別職の任期毎に支給</p>	80 / 100	60 / 100
H13.4 以降	<p>支給割合の見直し(25%引き下げ)</p> <p>知事: 80 / 100 → 60 / 100 副知事: 60 / 100 → 45 / 100 (※審議会への諮問は行わず。平成15年4月21日の審議会で報告。)</p>	60 / 100	45 / 100
H20.3	現在の知事に限り、退職手当を50%減額する特例条例を施行	30 / 100	
H20.8	<p>当分の間、副知事の退職手当の額を20%減額する条例改正 (※一般職: 当分の間、退職手当の額を5%減額する条例改正)</p>	相当	36 / 100 相当